

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
廃棄物対策課	令和7年度福岡県浄化槽台帳システム改修事業	令和8年1月23日	一般社団法人福岡県浄化槽協会	福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7	2,321,853円	同協会は、浄化槽法第57条第1項に基づき県が指定した指定検査機関であり、浄化槽の検査や普及啓発を行う財団法人である。 浄化槽台帳システムは、県内の浄化槽の設置及び維持管理の情報を統合的に管理するものとして、浄化槽法第49条第1項に基づき本県が整備したものであり、その開発及び運用を同協会に業務委託して実施している。 本契約業務は、特定既存単独処理浄化槽の判定及び改善指導に係る情報を統合的に管理するため、同システムの改修を行うものであり、システムの性能・仕様を熟知し、かつ相当な技術的知識、能力を有している同社でなければ、本業務を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	施設第一係	092-643-3398
廃棄物対策課	ふくおか産廃情報管理・監視指導システム改修業務	令和8年2月4日	中電技術コンサルタント株式会社 福岡支店	福岡市博多区祇園町1番28号	2,090,000.円	本システムは、中電技術コンサルタント株式会社 福岡支店が開発したシステムであり、本システムの改修が可能なのは中電技術コンサルタント株式会社福岡支店のみのため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	施設第二係	092-643-3364
脱炭素社会推進課	中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金審査業務委託契約	令和8年3月31日	一般財団法人九州環境管理協会	福岡市東区松香台1丁目10番1号	5,709,000円	福岡県では、地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項に基づき、一般財団法人九州環境管理協会を福岡県地球温暖化防止活動推進センターに指定している。 同センターは、同条第2項第1号において「地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。」とされており、さらに同条第6号において「前各号の事業に附随する事業」を行うものと定められている。 本委託業務は「県内中小企業からの補助事業に関する問合せ対応」「補助金申請書類等の形式審査」を委託するものであるが、これらは同センターが担う「事業者に対する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する啓発活動及び広報活動」と密接に関連する業務であり、本委託業務の目的を継続的、効果的かつ効率的に達成するためには、同センター(九州環境管理協会)への委託が不可欠である。 以上の理由により、本委託業務は「特殊の性質を有する物品を買入れ、若しくは契約について特別の目的があることにより、物品の買入れ先が特定されているとき、又は特殊の技術を必要とするとき 目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき」に該当するため、同協会を選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	地域脱炭素推進係	092-643-3356
水・大気環境課	福岡 そうおん・しんどう・あくしゅう マップ運用保守業務	令和8年4月1日	株式会社パスコ	福岡市博多区東比恵三丁目5番2号	3,553,000円	本委託業務は、契約の相手方によって開発・整備したシステムであり、システムの性能・仕様を熟知し、かつ相当な技術的知識、能力を有している同社でなければ、本業務を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	大気係	092-643-3360
水・大気環境課	令和8年度福岡県環境放射線監視テレメータシステム運用業務	令和8年4月1日	株式会社日立製作所九州支社	福岡市早良区百道浜二丁目1番1号	16,940,000円	本委託業務は、契約の相手方によって開発・整備したシステムであり、システムの性能・仕様を熟知し、かつ相当な技術的知識、能力を有している同社でなければ、本業務を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)	大気係	092-643-3361